

第21回町田市名産品 申請条件について

認定期間

2025年9月1日～2028年8月31日 3年間

申請要件

1年以上継続して、町田市内で事業を営んでいる事業者（2025年4月1日現在）

申請商品要件

1年以上継続して、販売している商品であること（2025年4月1日現在）

推奨基準

1. 名称、意匠、材料、歴史、文化、経済など、町田市にふさわしい要素を有し、町田らしさを語れる商品であること
2. 独自性があり、町田市のPRや発展に寄与することが期待できるもの
3. 町田市のシティプロモーションへの協力など、販売やメディア露出の実績、取り組みが評価できること
4. PL保険に加入しており、安全性が担保されているものであること
5. 町田市内において企画または製造され、継続的に店舗等で販売できるもの
6. 法令等に違反しないものであること
7. 小売価格が適当と認められるもの

審査項目

- ① 企画（町田市産の原料を使用している、申請フォームのPRポイントや商品から町田らしさを語る）
- ② 町田市内外での販売活動やメディア露出（新規については、今後の期待度）
- ③ 独自性（味、パッケージビジュアルを含む）
- ④ 安全性（PL保険加入、HACCP対応）
- ⑤ 価格

エントリーから認定までのスケジュール

内容	日時	備考
一次選考申請 (エントリー)	5/1(木)～5/31(土) ※期間を過ぎてからの申請は、いかなる理由でも受付できませんので、ご注意ください。	町田市名産品HPから申請フォームへ入力し、webで申請してください ※申請後、番号が付与されます。 一次、二次選考合否確認の際に必要ですので、付番された番号は、大切に保管してください
一次選考 (書類選考)	6/13(金)	委員による審査
一次選考合否発表	6/16(月) 13時	申請後に付与される番号で、町田市名産品HPから各自ご確認ください ※お電話での合否の照会はできかねますので、あらかじめご了承ください
二次選考 申請商品の納品	7/2(水)・7/3(木) 10時～18時 7/4(金) 10時～11時 ※受付期間および時間を過ぎた場合は、いかなる理由でも受付できませんので、ご注意ください。	商品見本、試食品を左記受付期間内に、町田ツーリストギャラリーへ納品してください ※詳細は別紙「審査品(申請商品)の納品方法及び審査品連絡票の提出」でご確認ください。
二次選考 (試食)	7/4(金)	委員による審査
二次選考合否発表	7/9(水) 13時	申請後に付与された番号で、町田市名産品HPから各自ご確認ください ※お電話での合否の照会はできかねますので、あらかじめご了承ください

町田市名産品HP

申請フォーム / 合否発表 (一次選考・二次選考)



認定後のスケジュール

	日時	内容	備考
認定者のみ	8/25(月) 16:00～17:00	認定書交付式 市庁舎3F 3-1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・認定書授与 ・パンフレット配布 ・認定料徴収(1品20,000円) ・名産品シールロゴデータ費徴収(11,000円) ※希望者のみ ・名産品シール(大・小)の配布 1品につき2束 ※認定料に含まれています ※大1000枚/小3000枚 ・のれん会費徴収(15,000円/3年分)
	9/1(月)～ 第21回名産品認定期間開始	名産品シールを添付、包材に印刷またはご自身でシール台紙に印刷をしたものを添付して店頭販売可能	

※一次選考通過者のみ 二次選考（試食）について

審査品（申請商品）の納品方法及び審査品連絡票の提出

1. 審査日 7月4日（金）
2. 納品日 7月2日（水）・7月3日（木）10：00から18：00まで
※前日納品ができない食品は、7月4日（金）審査日当日10：00～11：00の間にお持ちください。
3. 納品先 町田ツーリストギャラリー（ぽっぽ町田1階）
4. 納品内容
 - ①試食品：審査用10名分
※1口サイズで納品ください（難しい場合は要相談）。
※調理・加工は一切いたしません、(a)家庭用冷蔵庫での冷蔵・冷凍(b)電子レンジでの加熱はいたします。
 - ②外観審査用商品
 - (a)包装または箱詰めされている状態（実際に販売する形態）…1個
 - (b)未包装の中身…1個
 ※外観審査用商品は、認定式の展示用にも使用するため返却はできませんのでご了承ください。また、日持ちのしない商品については、再度認定式展示用に納品を依頼させていただきますので重ねてご了承ください。
5. その他 下部の審査品連絡票に必要事項を記入の上、当用紙から切り離して、審査品（申請商品）とともに提出してください。
試食品および撮影用商品、調理及び製作の費用は出品者負担となりますのでご了承ください。

(切り取り線)

【審査品連絡票】

※本連絡票を審査品1品ごとに添付してください。

品名	
事業所名	
住所	〒 TEL ()
担当者名	
連絡事項	<ul style="list-style-type: none"> ●審査時までの保存方法について 1. 常温 2. 冷蔵 3. 冷凍
該当する ・番号に○	<ul style="list-style-type: none"> ●審査時における加工について 1. 何もしない 2. 加熱する（750Wで 分 秒） 3. 審査会スタートの（ ）分前に常温で解凍する

町田市名産品認定事業者の義務

- (1) 認定1品目につき20,000円（但し名産品シール（大）（小）2束を含む）の認定料が発生します。
- 受領後の返金はできかねますので、ご注意ください。
- (2) 認定された商品には、必ず「名産品シール」を添付するか、包材に印刷または、ご自身で用意したシール台紙に印刷したもので添付をして販売してください。
- 認定期間中に添付を確認できなかった場合は、次回認定の申請をお断りする可能性がございます。

<名産品シール販売について>

購入場所：町田ツーリストギャラリー 10:00~19:00 年末年始を除き、年中無休

大シール1,000枚・小シール3,000枚 各3,300円（税込） ※在庫がなくなり次第終了

<名産品シールデザインロゴデータ>

ロゴデータ代：11,000円（税込）※認定期間中のみ有効

認定された事業者様へ、認定後にご案内させていただきます。

- (3) 名産品の名称・意匠・容器・量目・小売販売価格等を変更するときは、あらかじめ名産品等内容変更申請書を提出し、委員長の承認を受ける必要があります。申請の場合は事務局までお問合せください。
- (4) 次のいずれかに該当した場合は、改善勧告および推奨を取り消される場合があります。
- ・ 推奨基準を満たしていないことが発覚した時
 - ・ 推奨基準に適合しなくなったとき
 - ・ 承認を受けないで名称・意匠・容器・量目・小売価格を変更したとき
 - ・ 信用を著しく害すると認められたとき
 - ・ 相当な理由なく名産品シールを貼らずに販売したとき
 - ・ その他推奨品として不相当と認められたとき
- (5) 名産品認定事業所により組織される「まちだ名産品のれん会」にご加入いただきます。
- (6) まちだ名産品のれん会主催の「名産品販売会」にご参加いただきます。
- (7) 町田市役所1階コンビニ「ミニストップ」、名産品の店心和、町田ツーリストギャラリーへの納品・販売にご協力ください。市役所1階のコンビニ「ミニストップ」への納品時の詳細はのれん会へご相談ください。
- 名産品の店心和および町田ツーリストギャラリーでの販売をご希望される場合も別途各店舗へご相談ください。
- (8) 町田市内外での販売、SNSでの発信など、「町田市名産品」の周知・普及にご協力ください。